

## 大阪有償ボランティア団体連絡会 規約

(名称)

第1条 本会は、大阪有償ボランティア団体連絡会（略称 有ボ連）と称する。

(目的)

第2条 本会は各有償ボランティア団体間相互で情報交換を図り、有償ボランティア活動の質の向上を図るとともに、活動の必要性、重要性を広めることを目的とする。

(会員・会費)

第3条 本会の会員は、法人格の有無にかかわらず、主に大阪を活動エリアとしている有償ボランティア団体及び個人とする。

2. 本会の事務所は大阪市ボランティア・市民活動センター（大阪市天王寺区東高津町12-10 大阪市立社会福祉センター）内に置く。大阪府社会福祉協議会、大阪市社会福祉協議会は協力・連携する。

3. 本会の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとし、会費は団体5,000円、個人3,000円とする。

4. 途中加入の場合も翌年3月31日までの会費とする。

(役員)

第4条 本会を運営するために、会員を代表する役員をおく。ただし、役職は個人に帰属する。

2. 役員会に以下の役職をおき、会員の互選とする。

(1) 代表（1名）

(2) 副代表（若干名）

(3) 会計（1名）

(4) 監査（2名）

3. 役員の任期は1年とし、その再任を防げない。

(役員会)

第5条 役員会は、代表が招集し随時開催する。

(定例会)

第6条 定例会は概ね月1回開催する。

(総会)

第7条 総会を会計月から2ヶ月以内に開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2. 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 会則、事業等の変更

(2) 解散

(3) 昨年度の事業報告及び収支決算

(4) 本年度の事業計画及び収支予算並びにその変更

(5) 役員を選任又は解任

(6) その他会の運営に関する重要事項

3. 総会の議長は代表が務める。

4. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

平成10年6月22日設立

平成12年5月17日制定

平成18年10月6日改訂

平成25年4月1日改訂

平成26年1月28日改訂

平成26年4月1日改訂

平成27年9月15日改訂

平成28年4月19日改定